

# 令和6年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

令和6年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

## 1 週休2日工事を実施します

令和6年4月から、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指すため、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事について、週休2日工事を実施します。工期中の対象期間を週休2日（4週8休）で実施した場合、労務費等の必要経費を補正します。

発注方式については、「発注者指定型」（発注者が、週休2日に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計から計上する方式）と「受注者希望型」（受注者が、現場着手日前に発注者との協議の上で週休2日に取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式）があります。なお、緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事等）など対象外工事や、労務費等の補正を行わない工事もあります。

週休2日工事の対象となる工事については、入札公告等で明記します。また、制度の詳細については、市ホームページ「高槻市週休2日工事实施要領を制定」（ページID：114207）で公開していますので、ご覧ください。

## 2 令和6年夏以降に電子契約の運用を開始します

令和6年夏以降に契約検査課及び水道部総務企画課が発注する案件について、電子契約の運用を開始します。具体的な時期や詳細については、後日、市ホームページにてお知らせします。

## 3 新型コロナウイルス感染症等に係る事業者等への市独自の支援施策 (契約保証金の免除) を終了します

新型コロナウイルス感染症等に係る事業者等への市独自の支援施策として、令和2年度から、市内に本店または営業所を置く中小企業及び個人事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症等による影響を受けた事業者等からの申請により、契約の相手方に求めている契約保証金を免除する取扱いを実施してきましたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しましたので、令和6年度以降は上記の取扱いを終了します。

#### 4 令和7年度から電子入札の適用範囲を拡大します（予告）

令和7年4月から、契約検査課が発注する建設工事に係る入札案件の電子入札の適用範囲を、以下のとおり拡大する予定です。これにより、とび・土工・コンクリート工事、解体工事についても、全件が電子入札対象になりますので、早めの準備をお願いします。なお、共同企業体での発注案件及び水道部発注案件については、従来どおり郵便入札とします。

区分	現在の対象案件	令和7年度からの対象案件
建設工事	土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事、造園工事 (合計5業種)	土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事、造園工事 + とび・土工・コンクリート工事、解体工事 (合計7業種)

### その他のお知らせ

#### 5 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	1日(月)	5日(金)
	19日(金)	26日(金)
5月	10日(金)	17日(金)
	31日(金)	
6月	14日(金)	28日(金)
7月	12日(金)	26日(金)

公 告 日		
8月	9日(金)	23日(金)
9月	13日(金)	27日(金)
10月	11日(金)	25日(金)
11月	8日(金)	22日(金)
12月	20日(金)	

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、本館1階行政資料コーナーでもお知らせします。

なお、公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

## 6 手持ち工事数と申込みできる件数の制限（前年度から変更はありません）

制限付一般競争入札に参加するには、下記の「手持ち工事数」と「申込み制限数」の両方の条件を満たす必要があります。

### （1）手持ち工事の定義（契約検査課及び水道部総務企画課の発注工事のみ対象）

本年度の市内・準市内業者対象の一般競争入札で落札した案件で、完成検査が完了していないものを言います。

なお、契約手続中の案件、低入札価格調査中の案件、共同企業体の案件を含みます。

### （2）手持ち工事数の制限（一般競争入札案件分のみ対象）

#### 【市内・準市内業者対象案件】

手持ち工事数の制限は、最高3件（準市内業者は1件）です。

※ 市外業者参加可能案件については、手持ち工事数及び申込み件数の制限は適用しません。

### （3）申込み件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

#### 【同一公告日に申込みできる件数（市内・準市内業者対象工事）】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	3件	1件
1件	2件	申込みできません
2件	1件	
3件	申込みできません	

※ 市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

### （4）留意事項

#### ①「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

（技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。）

② 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。

③ 指名競争入札案件は、手持ち工事の対象となりません。

④ 共同企業体対象案件は、代表者と構成員、それぞれ1件とカウントします。

⑤ 令和6年度からの新規業者は、令和6年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。